

地方独立行政法人天王寺動物園事務専決規程

令和3年4月1日

最近改正 令和5年8月1日

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、理事長の権限に属する事務の専決について定めるものとする。

第2章 副理事長の専決

(副理事長専決事項)

第2条 副理事長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 課長代理以下の職員の休職、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇及び介護時間の承認に関する事
- (2) 課長代理以下の職員の病気休暇の承認に関する事
- (3) 課長代理以下の職員に係る人事又は給与に関する事務の処理に関する事
- (4) 職員の公傷病の認定請求及び補償請求に関する事
- (5) 部長（園長を含む。以下同じ。）の休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関する事
- (6) 登記その他これらに準ずる事務の嘱託に関する事
- (7) 所有物件の損害保険及び損害共済に関する事
- (8) 1件5,000,000円以下の物件（不動産を除く）の定例の調達決定に関する事
- (9) 軽易な契約の締結、変更及び解除に関する事
- (10) その他前各号に準ずる所管業務にかかる事務の執行に関する事

第3章 園長の専決

(園長専決事項)

第3条 園長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 所管施設の利用に関する事
- (2) 既決の事務事業の軽易な変更に関する事
- (3) 軽易若しくは定例の事務事業の施行決定又は軽易若しくは定例の事務の執行に関する事
- (4) 所管の事務事業における軽易かつ定例の委託決定に関する事。ただし、経費の支出を伴う場合は、総務部長に協議すること
- (5) 軽易かつ定例の動物の貸借に関する事。ただし、経費の支出を伴う場合は、総務部長に協議すること
- (6) 不動産以外の物件（動物を除く）の定例の借入れの決定に関する事。ただし、経費の支出を伴う場合は、総務部長に協議すること
- (7) 軽易な不用品の処分決定に関する事。ただし、総務部長に協議すること
- (8) 軽易又は定例の収入金の徴収に関する事。ただし、総務部長に協議すること
- (9) 儀式又は行事における理事長祝辞、式辞、弔辞その他これらに類するものの決定に関する事
- (10) 理事長名による印刷物への寄稿に関する事
- (11) 物品の管理に関する事。ただし、総務部長に報告すること
- (12) 定例の動物園後援名義の使用許可に関する事。ただし、総務部長に報告すること
- (13) 1件100,000円未満の負担条件の伴わない寄附又は贈与の受領決定に関する事。ただし、総務部長に報告すること
- (14) 所管業務にかかる照会、回答、諮問、届出、報告、通知、申請、進達、副申等に関する事
- (15) 課長の休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇（病気休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関する事
- (16) その他前各号に準ずる所管業務にかかる事務の執行に関する事

第4章 部長の専決

(共通専決事項)

第4条 部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 課長の休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇（病気休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関する事
- (2) 所管業務にかかる定例の事務事業の施行決定又は定例の事務の執行に関する事

(総務部長専決事項)

第5条 総務部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産の管理に関する事
- (2) 金庫室等の管理に関する事
- (3) 内部監査に関する事

(技術部長専決事項)

第6条 技術部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易または定例の工事の施行決定に関する事。ただし、経費の支出及び契約の締結を伴う場合は、総務部長に協議する事

第5章 課長の専決

(共通専決事項)

第7条 課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 課長代理の宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関する事
- (2) 1件1,000,000円以下の物件(不動産を除く。)の定例の調達決定に関する事
- (3) 軽易な物品の管理に関する事
- (4) 所管業務にかかる軽易かつ定例の照会、回答、諮問、届出、報告、通知、申請、進達、副申等に関する事
- (5) 文書の管理に関する事
- (6) その他所管業務にかかる軽易な事務の執行に関する事

(総務課長専決事項)

第8条 総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 遺失物の処理に関する事
- (2) 職員の健康診断の結果に基づく措置（局長等及び区長に対する勤務停止に関するものを除く。）に関する事
- (3) 契約に基づく支出決定及び予算の範囲内における定例確定的経費又は定例の経費の支出決定に関する事。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。
- (4) 支出命令に関する事

第6章 課長代理専決

（共通専決事項）

第9条 課長代理の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 係長以下の職員の宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇（病気休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関する事

第7章 補則

（緊急時における専決）

第10条 副理事長、部長及び課長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、第2条から前条までの規定にかかわらず、機宜の処置を採ることができる。ただし、実施後遅滞なく理事長又はこれらの規定により専決することができる者（以下「専決権者」という。）に報告又は通知をしなければならない。

（事故代決）

第11条 専決権者に事故があるときは、あらかじめその職務を行う職員として定められた者が、専決権者に代わってその専決事項を決裁することができる。この場合において、代わって決裁した者は、事故のやんだ後、速やかに当該専決権者に報告しなければならない。

附則

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和5年8月1日から施行する。